

小選挙区制・政党法のねらうもの

1、首相の諮問機関である第8次選挙制度審議会は4月10日、選挙制度と政治資金についての最終報告を了承し、これが今月下旬首相へ答申されることになりました。

この内容は①衆議院に小選挙区制と比例代表並立制の導入、②政治資金制度を政党本位に改革し、政党への公的助成を盛り込んだ政党法を検討するというものです。

2、最近国民多数よりリクルート事件等金権政治への批判が沸とうし、又一票の重みについての極端な不均衡状態に対する是正の必要性が求められていました。

しかし、この答申内容は「4割台の得票で8割の議席を独占する」ことを目指した田中内閣の小選挙区制案と同じものであり、自民党独裁の永久化をねらうものです。又、政治資金についても企業、団体からの献金を野放しにし、更に政党法によって政党の要件、運用まで政治権力の介入を認めようとするものです。

従って、このような内容は憲法の基本原則である国民の意見を反映すべき議会制民主主義を破壊し、結社の自由、政治活動の自由を奪う極めて危険なものという外ありません。

3、今回、選挙制度にも造詣の深い憲法学者の高橋先生をお招きし、急浮上してきた小選挙区制と政党法の問題点について講演していただき、共に考えてみたいと思います。

～一党独裁の永久化を図る選挙制度審答申を考える～

講師 高橋 洋 先生

(鹿児島県立短期大学 助教授)

専門 憲法

ドイツ地方自治制度

とき： 1990年5月3日（木）

午前10時より

ところ： 宮崎市中央公民館大研修室

（宮崎女子校北隣TEL29-8455）

参加費： 300円（資料代として）

主催： 宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部
連絡先： 宮崎市旭1-3-20 宮崎中央法律事務所 TEL24-8820

第25回 憲法と平和を考えるつどい

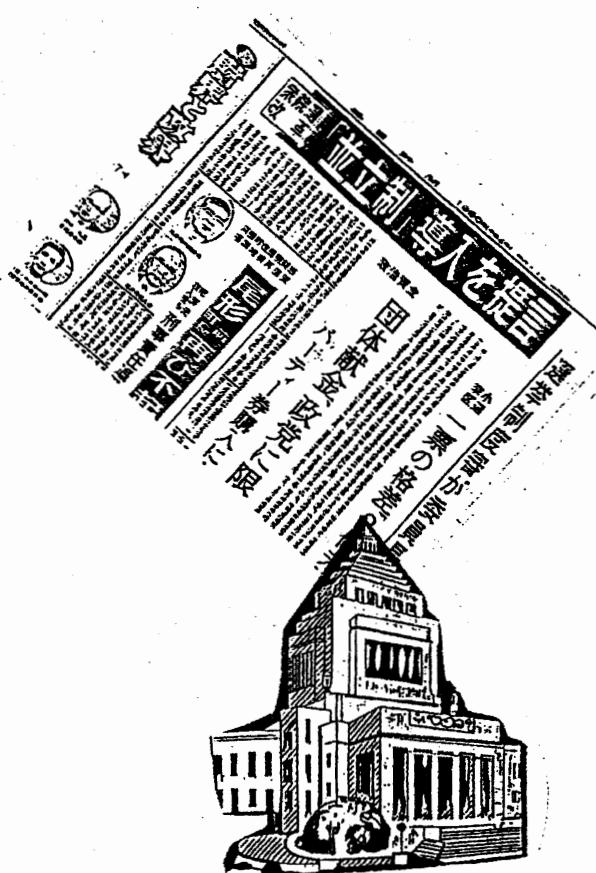
小選挙区制 政党法のねらうもの

～一党独裁の永久化を図る選挙制度審答申を考える～

〈資料集〉

もくじ

1. 自民党「政治改革大綱」1989.5.19……………p1~p5
2. 政治改革に関する有識者会議「提言」1989.4.27…p5~p8
3. 諸外国の公的補助の概要……………p8~p9
4. 自民党「政党法要綱」（吉村試案）1983.5…………p9~p10
5. 選挙制度審議会、細川・矢部私案 1961.12…………p10
6. 選挙制度審議会……………p11~p13
7. 第8次選挙制度審議会答申 1990.4.26…………p14~p15
8. 新聞記事 1990.4.27……………p16
9. 小選挙区制での試算（共同通信）……………p17
10. 同上 (朝日) ………………p18~p19



講師 高橋 洋 先生

(鹿児島県立短期大学 助教授)

専門 憲法

ドイツ地方自治制度

とき： 1990年5月3日（木）

午前10時より

ところ： 宮崎市中央公民館大研修室

(宮崎女子校北隣TEL29-8455)

許していない国民の民主主義擁護のエネルギーに確信をもつて、あらゆる人々との対話をつうじ、可能な反対のための共同行動を、創意を汲みつくして展開していくことです。

この「政治改革」をめぐる論議と運動を、国民が政治の在り方への関心をさらに高め、主権者の意思を日常的に汲みあげる政治制度を実現する機会にしようではありませんか。

II 資料編

「政治改革」関連文書

一九八九年五月一九日

自民党「政治改革大綱」

れている。リクルート疑惑をきっかけに、国民の政治にたいする不信感は頂点に達し、わが国議会政治史上、例をみない深刻な事態をむかえている。

なかでも、とくにきびしい批判がわが党に集中している。わが党は立党以来、政治の安定におおきく寄与し、国民の願いにこたえる政策を着実に実行して、今日の豊かな経済社会を築きあげてきた。さらにいま、わが国は自由主義と議会制民主主義を国家の基本理念として、社会、文化、経済の各分野にわたるあたらしい飛躍をはかり、国際社会の平和と繁栄にいっそう貢献すべきだいじなときをむかえている。

この重大な時期に、国民は各種選挙においてわが党にたいしきびしい審判を下している。選挙にしめされた結果は、もとよりわが党への批判のあらわれと、謙虚に受けとめなければならない。しかしかれわれは、戦後宮々として築いてきた体制の変更を国民が望んでいとはおもわない。われわれは自信をもつて、自由と民主主義の現体制を堅持する。

[改革の方向]

われわれは、時代の変化に即応して行政改革、税制改革など一連の制度改革を行ってきたが、かねてより、その土台をなす政治のあり方もまた見直すべきであると考えた。とくに今回の疑惑は、われわれにたいし健全な議会制民主主義、政党政治の再構築をあらためつよく決意させた。

いま、国民の政治不信、および自民党批判の中心にあるものは、(1)政治家個々人の倫理の欠如 (2)多額の政治資金とその不透明さ (3)不合理な議員定数および選挙制度 (4)わかれにいく非能率的な国会審議 (5)派閥偏重

[現状認識]

いま、日本の政治はおおきな岐路に立たさ

など硬直した党運営などである。

なかでも、政治と金の問題は政治不信の最大の元凶である。これまでわれわれは、政治倫理は第一義的には、個人の自覚によるべきであるとの信念から、自らをきびしく律する姿勢の徹底をはかつてきただが、多額の政治資金の調達をしいられる政治のしくみ、とくに選挙制度のまえには自己規制だけでは十分でないことを痛感した。

したがってわれわれは、諸問題のおおくが現行中選挙区制度の弊害に起因しているとの観点から、これを抜本的に見直すこととする。さらに、公私の峻別や節度ある政治資金とその透明性を制度的に裏付けることなどによつて政治倫理の向上を期し、国会運営、党運営においても十分に国民の負託にこたえられる政治環境をととのえることを目的に、政治制度全般の改革をはかる。

〔改革への決意〕

われわれは、国会開設百年にあたる明年十一月までを日途に、抜本的改革のための法律を成立させ、来たるべき二十一世紀にむけて、活力にみちた政治制度を築いていく。

このためわれわれは、党に改革実現の母体となる政治改革推進本部を設置し、国会に第三者機関をもうけ、政府の選挙制度審議会とあわせて、党内外の英知を結集した万全の推進体制をしき、全力をあげて改革の実現とりくむ。

資産公開は、地位の利用や政治資金の私的流用による資産形成を、きびしく監視するため、これまで総理および閣僚について実施がすすめられてきているが、これをすべての国会議員にひろげ、毎年、資産および所得報告を義務づける資産公開に関する法律の制定にふみきり、今国会中成立をめざす。

さらに、この法律に準じて、都道府県および指定都市の議員および長の資産公開についても条例化の道をひらく。法制定化にあたっては、議員や首長の毎年の資産がどのように変化したかを、あきらかにする。具体的には、土地、建物、預貯金、有価証券、動産、ゴルフ会員権などの資産公開、また、国會議員は歳費や年金などの収入のほかに、歳費および期末手当の半額をこえる所得のあつた場合は報告することを義務づける。

2 政治資金をめぐるあたらしい秩序

(1) 節減・公正・公開のあたらしいルールの確立

政治資金は、政治にたずさわる者にとっては政治活動の自由が保障されるだいじな要素であり、寄附する側にとっては政治的意をあらわす主権者としての重要な権利である。

しかしながら今日、政治資金は庶民感覚からかけはなれるほど肥大化し、使途、

もとより、永年続いた制度の改革はけつしてやさしくはない。しかし、国民の政治にたいする信頼を回復するためには、いまこそ自らの出血と犠牲を覚悟して、国民に政治家の良心と責任感をしめすときである。

第二 政治改革の内容

1 政治倫理の確立

国民の信託によって国政をまかされる政治家は、国民全体の代表としての立場をつねに自覚し、かりそめにも国民の信頼にもとることのないようつとめなければならない。かつてわれわれは、衆参両院において「政治倫理綱領」を定めたが、政治家が保つべき政治姿勢の指針はまさにここに言いつくされている。したがってわれわれは、政治倫理綱領の遵守を政治家としての資格の第一義とし、自らにきびしくこれを課す決意をあらたにする。

(1) 行為規範、政治倫理審査会の改正強化
政治倫理綱領とともに、両院の議決で定められている行為規範は、議員の院内および院外における行為にたいする規範をしめたものである。これに違反し、政治的道義的に責任がまとめられるか否かについて審査するために、衆参両院に政治倫理審査会を設置した。

行為規範は、第一条において、議員の職務について政治倫理綱領の精神にのつたり、廉潔の保持と公正をもとめている

が、その徹底をはかるため、条項をあらたにくわえ、内容を充実する。
行為規範違反者にたいする政治倫理審査会は、その機能が事実上停止状態にある。審査会が十分に機能を發揮し、国会における自淨能力をたかめるために、委員数の再検討、審査要件の弾力化、公開条件の緩和をおこなう。

また、審査の対象にあらたに資産公開法に関する事項をくわえる。

さらに、政治倫理綱領にうたわれている「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合は自らその疑惑の解明と責任をあきらかにする」との条項のつとり、今後、疑惑をもたれた議員に政治倫理審査会において、自発的な解明の機会の道をひらくための改正をおこなう。

(2) 政治倫理確立のための国会議員などの資産公開法の制定

り禁止する。

④ 人件費および事務所費の抑制

日常の政治活動経費においておおきな比重をしめる人件費、事務所費は党内において人口、面積などにもとづく基準をつくり自主規制をおこなう。

(3) 「入」の改革

① 株取引の規制

政治資金を株取引など投機的取引のためを使用することは禁止し、資金の運用については銀行預金、国債などに限定する。ただし個人においては、政治資金以外の資金運用について、インサイダー取引規制を厳守することは当然であるが、さらに保有する株式はすべて毎年、資産公開法によって公開する。

わが党はすでに「パーティ開催の自粛による開催の申し合せ」をおこない、

本年一月からパーティの節度ある開催運営につとめているが、今後、閣僚、派閥などによる開催の自粛をさらに徹底するとともに、開催にあたつての官公庁の介在の排除、同一の者による一定金額をこえるパーティ券購入の禁止、一定金額をこえるパーティの政治団体主催の義務づけなどの立法措置を講ずる。

③ ポスターなどの規制強化

議員の任期満了前一定期間は、たとえ政治活動のためのものであつても、立候補を予定する者の氏名を表示するポスターなどの掲示は、立法措置によ

援助

政治家個人またはその政治団体にたいする寄附は、情実や直接の利害がからむ場合がある。このため、政治活動への寄附は、今後、そのかなりの部分を党に集中させ、党は議員個人の日常の政治活動経費のおおむね三分の一程度を援助することを目標とする。このため、寄附の総額の整理区分を政党本位の観点から見直す。

政治資金の寄附の限度額については、(イ)昭和五十年以降の物価の上昇に応ずる調整がなされていないこと(ロ)法人などの場合、小規模なもの寄附枠が相対的におおきく、いわば上薄下厚となっていること(ハ)経済構造の変動とともに、資本金のおおきさがかならぬしも企業の実際の経済力をしめさなくなっていることなどの問題があり、寄附限度額の改正をはかる。

なお、寄附のうち個人寄附だけを清淨とし、法人寄附を批判する意見がある。しかし、わが国は自由主義經濟によつて国家・社会の存立をはかり、その維持発展によつて国民の福祉向上を実現している。この体制において重要な役割を担う法人などの寄附を禁止する理由はなく、われわれは今日のわが国において、法人などの団体は確固とした社会的存在であることを正しく評した。

実際に実施する。
さらに、選挙区制の抜本改革にもともう議員総定数は四百七十一以下を目標とする。

(2) 格差是正

昭和六十一年五月の国会決議にもあつており、選挙権の平等の確保は憲法の精神にもとづく議会制民主政治の基本であり、議員総定数の適正な配分につけなければならない。

そのため、都道府県間の格差を二倍未満とすることを目標とし、選挙区間格差もできるかぎり是正することを基本に、具体案の検討をはじめる。

(3) 選挙区制の抜本改革

政治改革の柱となる主要課題のおおくは、いすれも中選挙区制の見直しと分かちがたい関係にある。したがつてわれわれは、政治改革の根本にこの問題をすえ、現行中選挙区制の抜本的な見直しをおこない、あらたな選挙制度への移行をめざす。

中選挙区制下においては、政党本位でなく個人中心の選挙となりがちである。多数党をめざさかぎり、おなじ政党のなかでの同士打ちはさけられない。

このことは、日常政治活動や選挙運動の重点を政策以外におく傾向に拍車をかけ、利益誘導の政治や、後援会組織の維持と膨大な有権者への手当のため、

価する。

(4) 国会議員への公的援助の拡大と国庫補助を中心とした政党法の検討

さらに各会派には立法事務費などが国庫より交付されているが、今後、航空運賃の拡大、立法事務費の一定額を個人に交付するなどの改善によって、日常の政治活動経費のおおむね三分の一を目標に公的援助の拡大をはかる。

さうに中長期的には、選挙制度の抜本改革によつて、政党の公的役割のいっそうの増大が予想されることから、額を個人に交付するなどの改善による。

さうに中長期的には、選挙制度の抜本改革によつて、政党の公的役割のいっそうの増大が予想されることから、主として国庫補助を内容とする政党法の拡大が政党活動の制約をまねくことなく、あくまでその自由を保障する措置を講ずることに留意する。

(4) 公開性の徹底

当面、寄附についての公開基準を見直し、パーティ收支の明確化、政治家の關係政治団体の公表、政治団体の資産公開などの措置を講ずるとともに、中長期的にはさらに「ガラス張りの政治」実現にむけて、政治資金をあつかう政治団体の数の制限などもふくめ、政治資金の公開性を徹底する。

3 選挙制度の抜本改革

政治改革を達成し、的確に民意を反映した活力ある政党政治を実現するためには、現行選挙制度の改革を欠かすことはできない。なかでも衆議院中選挙区制は、これまでわが国の政治の安定に役立つたが、金のかかる選挙、政党間の政策競争の欠如をまねくなど、政治のさまざまな面で問題を生んでいる。

さらに、議員総定数や選挙区間の格差、衆議院と参議院の機能のあり方にも国民からよい批判を受けている。

なお、選挙違反にたいする連座制の強化その他罰則の強化や、選挙裁判の迅速化も急務であり、あわせて選挙の実態を十分ふまえて現行の選挙運動の規制を見直すことが必要である。

(1) 衆議院の改革

① 総定数の削減

われわれは、すでに三公社の民営化、公務員の削減など、簡素で効率的な行政の実現をめざす行政改革を実行についた。

また、地方議会における議員数は削減の努力がかねられ、法律で定める議員定数よりかなり下回っている。

このため、現行選挙制度下では、公職選挙法の附則による定数を削減して、議員総定数をすくなくとも本則の四百七十一までとすることを決意し、目標とする時期を定めたうえ、段階的に着

一方で、この制度における与野党的勢力も永年固定化し、政権交代の可能性を見いだしにくしている。こうした政治における緊張感の喪失は、党内においては派閥の公然化と派閥資金の肥大化をさそい、議会においては政策論議の不在と運営の硬直化をまねくなっている。

選挙区制の抜本改革は、現行制度のなかで永年過半数を制してきたわが党政にとつて、痛みをともなうものである。しかしわれわれは、国民本位、政策本位の政党政治を実現するため、小選挙区制の導入を基本とした選挙制度の抜本改革にとりくむ。そのさい、少数世論も反映されるよう比例代表制を加味することも検討する。

② 現行比例代表制の改革

われわれは二院制のほんらいのあり方をとりもどし、参議院先議案件の増加、国政の基本事項に関する調査会の活用などによって、参議院の独自性をたかめるための改革をすすめる。

③ 総定数の削減と定数配分の不均衡

参議院議員の総定数は現在、公職選挙法本則の二百五十二となつてゐるが、比例代表制の改革とあわせ、その積極的な削減を検討する。

また、選挙区間の定数配分については、参議院が半数改選制であること、地域代表的性格がつよいことなども考慮に入れる必要があり、衆議院と同列に論じることはできないが、おおくの都道府県間で、いわゆる逆転が生まれているところがあるので、われわれは総定数の削減とともに、選挙区間の定数配分の不均衡是正についても、早急に具体的な作業に着手する。

4 国会の活性化

国会運営のわかりにくさ、審議の非能率ぶりは、国民の政治不信のおおきな原因のひとつとなっている。

立法院にある者は、国民の負託に真にこたえる議会再生のため、国民の納得が得られるあらたな国会運営の方法を確立しなければならない。

(1) 審議の充実とわかりやすい国会運営

与野党話し合いによる国会運営は、政党政治には欠かせないものであるが、行き過ぎた事前調整は審議を形式化させ、言論の府としての機能を自らそごねることになる。

そこで、国会審議を実りあるものとし、国民にわかりやすくするために、いわゆる「国対政治」の弊害を改め、国会法の原則に立ちかえり、委員会の独立性・自主性が發揮される国会運営をつらぬく。さ

らに、(イ)議員同士の自主的討議の促進・充実と政府委員制度の根本的な見直し(ロ)議員立法の促進(ハ)委員会構成の再検討と定例日制の見直し(二)与党議員の発言機会の増加(ホ)会議録・報告書の入手をより容易にし、かつてそう迅速に提供するなどさらに審議内容をひろく国民に知らせる方法の工夫などの改善措置を講ずる。

そのため、(イ)行政の停滞をもたらす予算委員会への全大臣出席を見直し、各委員会の審議促進をはかる(ロ)提出議案を委員会に即時付託する(ハ)会期不継続の原則を見直す(ニ)両院において先議案件を適正に分担する(ホ)重複質問の整理など、適切な議事運営をはかる(ヘ)押しボタン式投票制度の導入をはかるなどの見解をあきらかにし、最後は多数決によって国家意思を決定することにある。

このルールは、たとえ少数党であっても、審議の場において言論によって競いあい、その評価を国民に問い合わせる審判を得て、多数党・政権党となる可能性を保障している。

もちろん、多数党が審議を軽視して多数決を乱用することは、厳につつむべきであるが、極力、ほんらいの多数決原理がいかされた国会運営にとどめる。

一方、ルールを無視した審議拒否や、院内における実力行使にたいしては、嚴重に対処するなど、毅然とした議事運営のための措置を講ずる。

このためわかれわれは、派閥解消を決意し、分野を特定して活動するいわゆる族議員への批判にいたえ、さらに、党運営においては、人事・財政・組織の近代化をはかり、世界をリードする政策を立案・実行できる政党への立をはかるとともに、近代的国民党にむけた改革を断行する。

わが党は立党のさい、自らを国民党であると言宣言した。しかし残念ながら今日、国民党との遊離がつよく指摘されるにいたった。

われわれは、立党的精神にかえり、党の「倫理憲章」の遵守によるきびしい政治倫理の確立をはかるとともに、近代的国民党にむけて党改革を断行する。

そのためわかれわれは、派閥解消を決意し、分野を特定して活動するいわゆる族議員への批判にいたえ、さらに、党運営においては、人事・財政・組織の近代化をはかり、世界をリードする政策を立案・実行できる政党への立をはかるとともに、近代的国民党にむけた改革を断行する。

わが國において、利益誘導型政治を生んでいるおおきな原因のひとつとして、補助金・許認可などの権限の中央政府への集中が指摘されている。われわれは、このような行政権限の中央偏重を思い切って改革し、地方分権を確立する。

このことによって、地方は中央への陳情行政を解消し、住民の福祉や街づくりなどに独自の工夫と努力を發揮できることになり、国會議員は選挙区制の改革とあいまって、地元

5 党改革の断行

わが党は立党のさい、自らを国民党であると言宣言した。しかし残念ながら今日、国民党との遊離がつよく指摘されるにいたった。われわれは、立党的精神にかえり、党の「倫理憲章」の遵守によるきびしい政治倫理の確立をはかるとともに、近代的国民党にむけた改革を断行する。

そのためわかれわれは、派閥解消を決意し、分野を特定して活動するいわゆる族議員への批判にいたえ、さらに、党運営においては、人事・財政・組織の近代化をはかり、世界をリードする政策を立案・実行できる政党への立をはかるとともに、近代的国民党にむけた改革を断行する。

わが國において、利益誘導型政治を生んでいるおおきな原因のひとつとして、補助金・許認可などの権限の中央政府への集中が指摘されている。われわれは、このような行政権限の中央偏重を思い切って改革し、地方分権を確立する。

このことによって、地方は中央への陳情行政を解消し、住民の福祉や街づくりなどに独自の工夫と努力を発揮できることになり、国會議員は選挙区制の改革とあいまって、地元

の方策を検討する。

わが國において、利益誘導型政治を生んでいるおおきな原因のひとつとして、補助金・許認可などの権限の中央政府への集中が指摘されている。われわれは、このようない行政権限の中央偏重を思い切って改革し、地方分権を確立する。

このことによって、地方は中央への陳情行政を解消し、住民の福祉や街づくりなどに独自の工夫と努力を発揮できることになり、国會議員は選挙区制の改革とあいまって、地元

の方策を検討する。

への過度な利益誘導に政治活動のおおくをさかることなく、国政に専念することができよう。

第三 政治改革の手順と推進体制

(1) 政治改革の手順

① 今国会中に措置すべき当面の課題

- (イ)法改正などによる事項
- ・行為規範、政治倫理審査会の改正強化

② 国会議員などの資産公開法制定

- ・冠婚葬祭などの寄附禁止の罰則の対象範囲拡大
- ・名刺広告およびポスターなどの規制強化
- ・政治資金による投機的な株取引の禁止
- ・政治献金の公開基準の見直し
- ・バーティ券の大口購入の規制およびバーティ収支の明確化など

③ (ロ)党内規制による事項

- ・年賀状などの規制
- ・人件費、事務所費の抑制

④ 中長期の主な課題

(イ)改正法などによる事項

- ・政治献金の総枠の整理区分と献金限度額の見直し
- ・議員活動にたいする公的援助の拡大

尊重

選挙区制の抜本改革にあたっては、とくに政党や個々の議員に直接おおきな影響を与える選挙区割などについて、権威ある専門家による政府の第三者機関にたいし、あらかじめ、答申の趣旨にしたがう国会決議をおこなったうえで諮問して、その結論を実行する。また、国会改革についても与野党の合意を得て、両院議長が諮問する臨時の第三者機関の設置を検討する。

正

・衆議院議員総定数の削減と格差是正

・参議院比例代表制の改革

・衆議院の政党本位の選挙制度への移行

・参議院比例代表制の改革

・衆議院の政党本位の選挙制度への移行

請を受けた。

当会議は、今まで八回にわたり会合を開催し、国民に信頼される議会制民主主義を確立するという観点に立って自由な立場から議論を積み重ね、検討を行ってきた。以下の提言は、現在の状況下において我々の意見がおむね合致したところを座長の責任において整理したものである。

昭和六〇年に衆・参両院自らが決定した政治倫理綱領さえ守られていれば、今回のような政治腐敗は生じなかつたはずである。今や、政治倫理と健全な議会制民主主義の建設が求められている。我々は、総理が、この提言を十分尊重して、政府及び国会において政治制度の抜本的な改革の実現に向けて、最大限の努力を払うよう強く希望する。

政治改革に関する有識者会議「提言」

一九八九年四月二十七日

内閣総理大臣
竹下 登殿

政治改革に関する有識者会議

座 長 林 修三

座長代理 京極 純一

石原 俊

江藤 淳

亀井 正夫

河野 義克

小林 奥三次

曾野 繁子

堅山 利文

灘尾 弘吉

安原 美穂

吉武 信

1. 緊急に講すべき措置

リクルート問題のようないい處を二度と起こさないようにするためには、非公開株式の取引、バーティ券の購入等に係る問題を是正することとまらず、政治資金の公私との区分点の徹底と収支の透明性の確保が必要である。

我々は、平成元年一月二七日、総理から、リクルート問題等を契機とする国民の政治不信が高まりをみせる中で、当面の問題への対応とともに、中長期的展望に立った政治改革の理念と改革の方向について検討するよう要の検討するよう要

提 言

リクルート問題のようないい處を二度と起

こないようにするためには、非公開株式の取引、バーティ券の購入等に係る問題を是正することとまらず、政治資金の公私との区分点の徹底と収支の透明性の確保が必要である。政府又は各政党による決定、あるいは各政党間の協議により、次の事項について緊急に措置すべきである。

- ④ パーティの規制
- ⑤ 冠婚葬祭等への寄附規制の強化
- ⑥ 政治倫理綱領の実効性の確保

政治倫理綱領の実効性を確保するための

② 日本と各国の選挙制度

イ 日本における選挙制度の変遷

ヘ一八八九(明治二二)年

1、選挙の区域および議員定数に関する事項

① 選挙区は原則として、小選挙区制を採用。

採用。人口一二万人に議員一人を基準に、

一郡また数郡を一選挙区とする。(一人

区:二一四、二人区:四三、合計一五七。

なお二人区は連記投票)

② 議員定数は三〇〇人。(枢密院審議録

「付録に十二万人に付一人の割合云々と

あり」)

2、選挙権および被選挙権

① 選挙人の資格は、二十五歳以上の男子で、

当該府県内において直接国税一円以上

納めているもの。

② 被選挙人の資格は、三十歳以上の男子

で、当該府県内において直接税一円以

上納めているもの。

3、備考

保安条例(一八八七年)、大日本帝国憲法

(一八八九年)

には四六六)

2、選挙権および被選挙権に関する事項

① 初めて女子の選挙権、被選挙権を認め

た。

② 選挙権の年齢を二〇歳以上に、被選挙

権の年齢を二十五歳以上に改めた。

③ 戸籍法の適用を受けない朝鮮人らの選

挙権、被選挙権を当分の間停止する。

3、備考 日本国憲法の制定

ヘ一九四七(昭和二二)年

〈アメリカ〉

任期／五年(途中解散あり)

選挙権年齢／一八歳 被選挙権年齢／二二

歳

〔選挙区制と立候補、投票、当選人の決

定〕

① 単純小選挙区制(一選挙区の議員定

数一)。候補者名で投票。

② 各選挙区の最高得票者一名が当選者

となる。

〈西ドイツ〉

〔選挙区制と立候補、投票、当選者の決

定〕

① 単純小選挙区制。候補者名で投票。

② 政黨ごとに予備選挙または代表者大

会で候補者を指名する。

③ 各選挙区の最高得票者一名が当選者

となる。

〈フランス〉

任期／五年(途中解散あり)

選挙権年齢／一八歳 被選挙権年齢／一八

歳

〔選挙区制と立候補、投票、当選者の決

定〕

① 小選挙区比例代表併用制。議席の五

〇%にあたる一四八議席は一人一区の

□ 英・米・仏・西独の選挙制度

ヘイギリスト

総定数／六五〇議席 選挙区数／六五〇

歳

ヘ一九二五(大正一四)年

1、選挙の区域及び議員定数に関する事項

① 中選挙区制を採用。(三人区:五三、

四人区:三八、五人区:三一、合計一一

二)

② 議員定数四六六人。(若機内相趣旨説

明「現在の議員定数に成るべく増減ながらしむるの目的を以て、各府県に付て人口一

二万人に付き議員一人を配当するの割合を定め」)

2、選挙権および被選挙権に関する事項

選挙権における納税要件を削除した(普通選挙権)

① 選挙人は、二十五歳以上の男子で、直接

国税一〇円以上を納めるもの。

② 被選挙権は、三〇歳以上の男子。

3、備考 治安警察法制定(一九〇〇年)

ヘ一九四五(昭和二〇)年

1、選挙の区域および議員定数に関する事項

① 選挙区は原則として小選挙区制。(一

人区:二九五、二人区:六八、三人区:

一一、合計三七四。複数区も単記投票)

② 議員定数四六四人。

2、選挙権および被選挙権に関する事項

① 選挙人は、二十五歳以上の男子で、直接

国税三円以上を納めるもの。

② 被選挙人は、三十歳以上の男子。

3、備考 治安維持法制定(一九二五年)

ヘ一九一九(大正八)年

1、選挙の区域および議員定数に関する事項

① 選挙区は原則として二選挙区に分割した。(二人区:一、四人区:一、

五人区:六、六人区:七、七人区:六、

八人区:四、九人区:八、一〇人区:七、

一一人区:四、一二人区:三、一三人区:

四、一四人区:三、合計五四。なお、

投票用紙に記載する候補者の数は、定数

三人以下の選挙区は一人、四～一〇人区

は二人、一一人区以上は三人)

② 議員定数は四六八(ただし沖縄県の定

数二)は行政権の行使が不可能なため實際

には四六六)

2、選挙権および被選挙権に関する事項

① 初めて女子の選挙権、被選挙権を認め

た。

② 選挙権の年齢を二〇歳以上に、被選挙

権の年齢を二十五歳以上に改めた。

③ 戸籍法の適用を受けない朝鮮人らの選

挙権、被選挙権を当分の間停止する。

3、備考

保安条例(一八八七年)、大日本帝国憲法

(一八八九年)

③小選挙区制に関する各種試算結果

イ 「朝日新聞」の試算

当時の田中内閣が企てた小選挙区・比例代表併立制（6対4）を、72年総選挙にあてはめた試算。（1973年4月30日「朝日新聞」）

		現行 定数	小選挙区制 当選人数				比例代表制 当選人数				定数 合計	当選人数合計			
			定数	自	社	共	公	民	定数	自	社	共	公	民	
	北海道	22	13	8	5	-	-	-	9	4	4	1	-	-	
東北	森	7	4	4	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-
	手	8	4	4	1	-	-	-	3	2	-1	-	-	-	-
	田	8	4	4	1	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-
	秋	8	5	5	5	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-
	山	9	5	5	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	宮	12	7	7	-	-	-	-	5	4	1	-	-	-	-
関東	茨	12	7	6	1	-	-	-	5	4	1	-	-	-	-
	城	10	6	6	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	木	10	6	6	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	馬	13	10	10	-	-	-	-	6	4	1	1	-	-	-
	玉	13	8	8	-	-	-	-	6	4	1	1	-	-	-
	葉	39	28	23	4	1	-	-	18	6	4	3	1	1	1
	京	14	13	11	2	-	-	-	9	4	2	1	1	1	1
	奈														
	川														
	河														
中部	新	15	9	9	-	-	-	-	6	4	2	-	-	-	-
	潟	13	8	8	-	-	-	-	5	3	1	-	-	-	-
	梨	5	3	3	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-
	岡	14	8	8	-	-	-	-	6	5	2	-	-	-	-
	知	20	9	9	-	-	-	-	9	5	1	-	-	-	6
	富	9	5	5	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
近畿	新	6	4	4	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-
	潟	6	4	4	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-
	井	10	2	2	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-
	賀	23	19	11	2	4	2	-	12	3	2	1	-	-	-
	郡	19	11	9	2	-	-	-	8	3	2	1	-	-	-
	阪	5	3	3	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-
四国	香	6	4	4	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
	徳	5	3	3	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
	愛	9	5	5	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	高	5	3	3	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
	知														
	川														
中国	岡	10	6	6	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	広	12	7	7	-	-	-	-	5	4	1	-	-	-	-
	鳥	4	2	2	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-
	島	5	3	3	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-
	取	5	5	-	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	根	9	5	5	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
九州	福	19	11	9	1	-	-	-	8	3	2	1	1	2	2
	佐	5	3	3	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
	大	9	5	5	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	熊	10	6	6	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
	宮	7	4	4	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-
	鹿	6	4	4	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-
	児	11	7	7	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-
沖縄		5	3	3	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
合計		491	310	277	19	7	2	5	210	134	45	14	10	7	520
															411 64 21 12 12

- 小選挙区選挙で選び、残り五〇%は比例代表議席とし、小選挙区選挙のヒズミを是正する。
- ② 小選挙区選挙では、政党または一定数の選挙人のすいせんを受けた者が立候補できる。（無所属候補者も可能）。
- 比例代表名簿は、邦ごとに政党が作成し提出する。名簿には候補者の当選予定順位を明記しなければならない。
- ③ 選挙人は小選挙区候補への第一投票と比例代表名簿への第二投票の二票を行使できる。
- ④ 当選人の決定は次のようにおこなう。
- イ、各政党が第二投票で得た得票の全国集計をおこない、四九六の総定数をその得票率で配分した場合の各政党の獲得議席数を算出する。算出方法は従来のドント方式にかわって七年からニーマイヤー方式（別項注を参照）を採用。
- なお、この計算にあたって、連邦全体で五%以上もしくは小選挙区選挙で三議席以上獲得できなかった政党は除外される（「阻止条項」）。
- ロ、各政党が第二投票で得た得票の邦レベルの集計をおこなって、イで算出した各政党の獲得議席数を邦ごとに確定する。

*ニーマイヤー方式： $\text{総定数} \times \text{得票率}$ の答えの整数部分をまず各政党の獲得議席とする。少数点以下が切捨てられているから、各政党の獲得議席の合計は総定数よりすくない。そのすくない議席数は、今度は少数点以下の数値の多い順番に、総定数と同じじになるまで配分する。

前各項目の利害関係が、下院議員としての地位から生じるか何らかの形で下院議員としての地位に關係する個人的サービスを含む場合、そのサービスを受ける者の氏名、⑥a候補者として、その議員が知る限りで選挙費用の二五%を超える資金を同一の者から受けている場合、b議員として、個人若しくは団体から財政的援助を受けている場合の、財政的後援者（選挙区の所属政党を除く）、⑥下院議員としての地位に關係する海外旅行で、その費用の全額が公的な資金または議員自身によつて支弁されなかつたもの（英連邦議会連盟、国議会同盟などは除く）、⑦外国の政府、団体又は個人から受けた金銭の支出あるいは物質的便宜の提供、⑧住居として使用するほかに土地や資産で収入を得てゐる場合、⑨本人が、または配偶者や未成年の子と共同で、発行株式の総額の百分の一を超える株式を保有している会社の名称。

II-2-(3) 公費補助と政党法

① 諸外国の公費補助の概要

イ 西ドイツ

【解説】「有効得票の5%と○・5%」この二つの数字の内、一つはドイツ政党システムの安定性を、もう一つはその開かれた性格を保証している（八九年六月二十三日フランクフルター・アルゲマイネ）といわれてゐるよう、西ドイツでは得票5%（もしくは小選挙区選挙で三議席以上）を獲得しなければ比例代表議席の配分を受けることができます。この補助金は、西ドイツ基本法（憲法）の「政党は、国民の政治的意図の形成に協力する」

政党に、寄附金や党費が最も多い政党を基準政党（この党は調整金を受けられない）として、収入の不均衡を一定程度是正するための調整金を支給するから、収入の少ない政党ほど多くの補助が受けられる（上限はその政党の選挙運動費用補助の一〇%）。

（一マルク約八四円）

ロ フランス

【解説】フランスでは政治資金を規制するという考え方が稀薄で、国営企業と政治家のゆきなどにたいする批判の高まりのなかで、

七〇年代後半頃からようやく始まつた政治資金規制の動きも、ほとんど進展をみない状況にありました。ところが、八七年秋、あいついで汚職事件が発覚し、とりわけリュシエル事件（兵器メーカーのリュシエル社が八二年以降イランに武器を密輸し、その黙認の代償として国防相や社会党本部に多額のリベートを支払つたとされた）によって、大統領選挙を目前にひかえて窮地に立つたミッテラン大統領は、シラク保守内閣に政治資金淨化法の制定をせまり、八八年三月、これが実現しました。

政治資金浄化法の内容は、①政治家に資産届出制度（大統領のみ公表）、②選挙運動の支出の上限を定め、收支報告書の提出を義務づける、③政党に国庫補助をあたえ、その見

返りとして決算書を提出させる、④政治献金については、企業が五万フラン、個人が二万フランを上限とする、というもの。共産党はこの国庫補助は政党活動の自由をそこなうとして反対し、補助の申請もしていません。なお、国庫補助の内容は次のとおり。

- (1) 大統領選挙運動費用国庫補助……候補者の額が償還されるが、第一回投票で5%をこえた場合には限度額の四分の一の額が償還される。
- (2) 下院議員選挙運動費用国庫補助……第一回投票で5%以上得票した場合には選挙運動費用限度額の一〇分の一の額が償還される。
- (3) 政党への国庫補助……毎年の予算に政党補助金を計上し、所属議員数に比例して各党に配分する。八九年の総額は一億五六〇万フラン。

（一フラン約二七円）

ハ イタリア

【解説】石油業界の石油売りおしみや電力公団の発電所増設計画にからんで総額二千億リラが共産党を除く各党にバラまかれたことをきっかけに一九七四年、「政党資金に対する国庫補助法」が成立しました。おもてむきは、イタリア憲法において、「すべての市

（第二一条一項）という役割を保証するためのもので、とりわけ得票○・5%以上という小数政党にも補助をするのは、「(政党の)設立は自由である」という規定に実効性をもたらすためと説明されています。（もっとも第二条二項は「政党で、その目的または党員の行為が自由な民主的基本秩序を侵害もししくは除去し、または、ドイツ連邦共和国の存立を危うくするものは、違憲である」としています。）

ところで連邦憲法裁判所は、一般的な政治活動への国庫補助は違憲としています。そこで、西ドイツの政党法は、選挙活動への補助という形をとっています。しかし、この補助は各党の年間収入の三分の一前後に達しておなり、事実上、日常活動への補助となつています。その内容は次のとおり

- (1) 選挙運動費用国庫補助……①政党にたいして投票する第二投票において連邦全体で○・5%以上の得票をあげた政党、②邦名簿は提出できなかつたが第一投票の小選挙区選挙で一〇%を越える得票があつた選挙区を有する政党、③第一投票で一〇%を越える得票があつた無所属の候補者に、そのままに、○・5%以上の得票を獲得すれば、選挙運動補助を受けることができます。この選挙運動補助を受け..
- (2) 固定額……第二投票において連邦全体で二%以上の政党に対し、選挙運動費用国庫補助の六%を支給する。
- (3) 機会均等化調整金……第二投票において連邦レベルで○・5%以上の得票があつた

対論であるが、同党はもともと大企業の利益を代弁する少数政党であり、国庫補助の必要を有していないばかりでなく、反対給付としての政治献金の規制強化によって打撃を受けた立場にあつた」からだといいます。また、共産党が「国民に余り評判のよくないこの法律に熱心に賛成した」理由として、「国庫補助と献金の規制が同党にとって有利に作用する」というはがに、とくにキリスト教民主党がこの法律による国庫補助によって業界との結びつきを弱め、その結果イタリア共産党がく連立政権構想が推進しやすくなるであろうという同党の戦略的な自論見が指摘されています。（引用は堀本武功『世界の政党法』）

法律の内容は、①政党及び院内会派にたいする国庫補助、②公共団体や公的資本が二〇%以上参加している会社の政治献金の禁止、③下院議長が公認会計士を使用して監査した政党の政治資金収支の公開、となつてお

(1) 据助内容は次のとおり。

(2) 政党の選挙運動費用に対する据助……総選挙（名簿式比例代表制）で三分の一以上一選挙区で一議席を獲得し、かつ全国で三〇万票以上獲得するか、ロ・全国で有効投票の二%以上を獲得した政党にたいし据助をおこなう。据助の総額は総選挙ごとに一五〇億リラで、一%は各政党均等に、八五%は獲得した票数に比例して配分される。

(2) 政党及び院内会派の政治資金に対する据助……毎年総額四五〇億リラの予算を計上し、二%はすべての院内会派に均等に、七五%は議席数に比例して配分する。残り二三%は、選挙費用の据助を受ける資格を有する政党には均等に、政党としての届出をして選挙に参加した院内会派には資格を有する政党の一〇分一を配分する。

(一リラ約〇・一三円)

ニ スウェーデン

【解説】スウェーデンにおける政党への国庫補助制度は、新聞にたいする財政援助の論議が発端になっています。それは、新聞が政党と密接に結びついているというスウェーデンの独特的の理由によるものです。とくに与党の社会民主党の新聞は、政治教育を主眼とし、広告収入に頼らないことを宣言しています。

したが六〇年代初めにはその経営が極度に悪化し、六三年には新聞の経営危機等を調査するために王立委員会が設置されました。しかしこの委員会が提出した勧告案は、政党を通じて新聞に財政援助をおこなうことが妥当といふもので、この勧告案にもとづいて、政党活動一般にたいする財政援助を内容とした「政党に対する国庫補助に関する法律」が一九六五年に成立しました。

この法律はその後何回か改正されていますが、(1)補助は総選挙で一定の支持を得た政党に与えられる、(2)補助額は、差別扱いの可能性を排除するよう配慮する、(3)補助額は選挙における政党の得票率と獲得議席数に連関させる、(3)政党の補助金の使途については公的統制を加えない、を原則としています。その内容は次のとおりです。

(1) 政党補助 ①最近二回の国会議員選挙の

いずれかで議席を獲得した政党（一議席あたりほぼ二三万九千クローネの額）、②議席を獲得できなかつたが全国で二・五%以上上の得票をした政党にたいし、二・五%を〇・一%こえることに二三万九千クローネ

* 基本補助……最近回の国会議員選挙で四%以上の得票をした政党には一年に四一七万四千クローネ、得票四%には達しなかつたが選挙区選挙で議席を獲得した政党には四一七万四千クローネ×獲得議席数の十四分の一の額

② 戦後日本の政党法案

1. 政党法制定の理由
戦後の日本では以下の案のほかに、内務省地方局案（四七年一月）、改進党選挙制度特別委員会案（五四年五月）などがある。

イ 自民党「政党法要綱」（吉村試案）

一九八三年五月

1. 現代民主制下の政党は、最初は、特定の政治的リーダーの思想に共鳴し、その実現のため、かれを支持する人々の私的集団として起り、次いで選挙権の拡張に伴い、膨大な選挙人の意志を纏めて、これを実際政治の中に流し込むチャンネルとして、半ば私的、半ば公的役割を演ずる団体に発展し、さらに今、右のチャンネルとしての役割を基礎として、議員の選挙および国会活動を効果的たらしめるために不可欠の重要な機能を営み、かつ一党で衆議院にて過半数の

らしめ、所属議員を通じて、その公表せる綱領、政策の実現に努めるとともに、国会または地方自治体議会の円滑な運営に協力し、さらには、国会の信任に基づき、内閣の形成と運営に任せんことを希求せる継続的に存在し、または継続的に存在することを基本方針とする結社である。

2. 政党は政治的諸問題の全般を対象とし、総合的に綱領、政策を樹立し、その実現を目指す結社であり、ある特殊目的や利益の達成を企図する結社は政党でない。

寄与

3. 政党は啓蒙宣伝活動を通じて広く国民に情報を提供し、政治教育を行い、政治意識の高揚に資するとともに、個人より長き生命を持続することによって、責任政治の具現に寄与する。

4. 政党は国民生活の中から自発的に生じた社会集団たることを本質としているので、その基盤たる国民生活並びに国民意志の変動に応じて容易に振動し、国民と政治との乖離を減削し、革命の防止に寄与する。

4. 政党的要件

1. 政党はこの法律に定める政党の定義に該当し、かつ下記要件の一つを満たし、この法律によって設置される政党委員会に届出てその承認を得なければならない。
(一)直近の衆議院議員の総選挙における、その結社に属する全議員の得票総数が衆議

議席を占める場合は、単独にて、一党で衆議院にて過半数の議席を占める政党のない場合は、二つ以上の政党が連合して、内閣を担当するという公的任務を果すべき自発的結社となつた。

したがつて多くの国々において、選挙や政治資金等に関する法律によつて、政党の活動につき、多かれ少なかれ、規定しておられた若干の国々では、政党法を制定して、その存在を法的に認定し、民主政治の健全な発達に資している。かくして政党の制定は、早かれ遅かれ、民主制國の辿るべき道程と思われる。

2. 民主政治の健全な発達のために、政治資金の明確化が絶対の要請である。しかし政党の公的任務が拡大強化され、かつ文明の利器および技術の政党による利用につれ、政党が莫大な資金を要するようになると、党員の納付する党費のみでは、党の運営活動を到底充分に行なうことができず、しかも個人および法人による政党への寄付には一定の限度を設けることが、政治の公正上、もなんらかの形における公金による政党の援助を行い、またはその必要に迫られてゐる。わが國も決してその例外ではない。

このようにして公金による政党への援助を行うには、成文の法律によると否にかかわらず、政党を法的に公認することが、その条件でなければならず、その点からも政党の選挙に当り、議員候補者を推薦して、選挙人をして効果的に投票することを容易な

1. 政党的目的
1 この法律は、現代民主制の下で政党の官能機能の重要性に鑑み、政党をして国民生活の中から自発的に生じた社会集団たるの本質を保持させつつ、しかも国民が政党に対し確固たる信頼を堅持しうるよう、その地位と権威とを法的に保障し、わが国民主政治の健全な発達に資することをもつて目的とする。

3. 政党的定義

1. 政党は自發的にして自由に表明される国民的意志を、一定の政治的目標を中心にして結集し、国会または地方自治体の議会の議員の選挙に当り、議員候補者を推薦して、選挙人をして効果的に投票することを容易な

院全議員の得票総数の百分の○を越える」と。

〔直近の参議院議員の通常選挙におけるその結社に属する全議員の得票総数が、選挙区選出議員については、その参議院における全議員の得票総数の百分の○を越えること。

〔その結社に所属する国会議員が三五人を越えること。

〔直近の自治省の発表による選挙権を有する者十万人以上の連署をもって、新しい政党の設立を希望し、かつ正式に設立した時は、その党員となることを承諾していること。

〔政党の党員および役員は日本国民でなければならない。

〔政党は成文の綱領および党則を具有しなければならない。

〔党則には少なくも次の諸事項に関し規定していかなければならない。

〔政党の名称。略称を用いる場合はその略称。

〔政党本部の所在地。

〔党員の入党および離党。

〔四党員の権利および義務。

〔五党員に関する纪律および除名。

〔内党大会または全国代表者会議。

〔七、政党委員会

1 政党委員会は委員十五人をもって構成し、その中、十人は国会議員、五人は学識経験者とする。

2 委員の任期は〇年とする。但し再選を妨げない。

3 国会議員たる議員は、毎改選時における各政党の所属議員数に比例して、その数を割当て、各政党毎に割当てられた数の委員を選出する。

4 政党委員会は学識経験者たる委員の中より、委員長、委員長代理各一人を選出する。委員長は政党委員会を名目上代表し、会議に基づき、両院の同意を得て衆議院議長がこれを委嘱する。

〔八、選挙制度審議会 細川・矢部私案
一九六一年二月

(注) 一九六一年六月に発足した第一次選挙制度審議会において、政党法の要否が論議されているが、これは同年一二月一九日第六回総会において細川・矢部両委員により提案されたものである。

この主要機関中には必ず会計責任者、会計監査二人以上を含めねばならない。

会計監査の中一人は公認会計士の資格を有する者でなければならない。

〔八支部および支部連合会。

〔九、党员、准党员、贊助員等を有する場合は、それらに関する事項。

〔十、支部および支部連合会。

〔十一、政党はその発行せる機関紙、定期刊行物、その他の出版物を、発行の都度、政党委員会に提出しなければならない。

〔十二、政党はその会費。

〔十三、個人の寄付。

〔十四、政党に寄付をなしうる個人は日本国民に限る。

〔十五、日本法律に基づいて設立され、日本国民によって經營または運営されている会社、組合その他の団体からの寄付。

〔十六、公社、公団、政府企業体および資金の全部または一部を公金に依存している団体は政党に寄付することはできない。

〔十七、右〔一〕および〔二〕の寄付の金額の制限は政治資金規正法の定めるところに従う。

〔十八、個人、会社、組合その他の団体よりの政党への寄付については、一定額まで免稅の措置をとること。

〔十九、四政党の発行する機関紙、定期刊行物及びその他の出版物からの収入、政党の行う講演会、研修会、バザーその他各種の事業、活動からの収入。

〔二十、政党の有する資産からの収入。

〔二十一、国庫よりの補助金。

〔二十二、党员、所属国会議員、支部等の納付する分担金。

〔二十三、借入金。

〔二十四、その他の収入。

〔二十五、政党は会計年度毎に、その年度内に收受したる総べての収入につき、その出所、その種類、金額を政党委員会に報告し、それを通じて公表しなければならない。

〔二十六、公金による補助。

〔二十七、政党は会計年度毎に、国庫より政党委員会に支給すべき補助金は、下記の三種とし、各種毎に本法によって定められた国会議員一人宛の金額につき、毎会計年度の頭初における各政党に所属する国会議員の数に応じた金額とする。

〔二十八、〔一〕基本的補助。国会議員一人につき〇〇〇円宛。

〔二十九、〔二〕政治教育活動のための補助。国会議員一人につき〇〇〇円宛。

〔三十、〔三〕調査・研究活動のための補助。国会議員一人につき〇〇〇円宛。

〔三十一、〔四〕政策綱領。

〔三十二、〔五〕所属国会議員の氏名

〔三十三、〔六〕前項の届出には、次の書類を添付すること。

〔三十四、〔七〕政党管理委員会は、第一項の届出を受理したときは、その内容を告示すること。

〔三十五、〔八〕政党は、前項の告示の後、登記することにより法人となることができるものとす

ること。

〔三十六、〔九〕政党には、少くとも次の事項を定めることが。

〔三十七、〔一〕政党には、少くとも次の事項を定めることが。

〔三十八、〔二〕政党の組織。

〔三十九、〔三〕本部の所在地。

〔四十、〔四〕機関の名称、組織及び権限に関する事項。

〔四十一、〔五〕役員の選任方法、任期及び権限に関する事項。

推進体制と反対運動

II-3

副会長 佐藤功 東海大教授、閣僚の靖国参
拝に関する懇談会委員
委員 石原俊 経済同友会代表幹事、有識
者会議委員
亀井正夫 日経連副会長、社会経済国
民会議政治問題特別委員会委員長、
有識者会議委員
堅山利文 「連合」会長、社会経済国
民会議、有識者会議委員
阿部照哉 京大教授
内田健三 法政大教授、社会経済国民
会議委員
佐々木毅 東大教授
堀江湛 慶應大教授
新井裕 元警察庁長官、第七次審委
員 河野義克 元参議院事務総長、有識者
会議委員
坂本春生 元札幌通産局長
藤田晴子 元国立国会図書館専門調査
委員
皆川迪夫 元总理府総務副長官
山本朗 都道府県選挙管理委員会連
合会長 江幡修二 元検事総長
堀家嘉郎 弁護士
吉国一郎 元内閣法制局長官
新井明 日経新聞社長
川島正英 朝日新聞編集委員
清原武彦 産経新聞論説委員長

草柳大蔵 評論家
斎藤明 毎日新聞論説委員長
中川順 日本民間放送連盟会長
成田正路 N.H.K.解説委員長
幡谷実 読売新聞論説委員長
屋山太郎 評論家

選挙制度審議会設置法

(設置)

第一条 総理府に、選挙制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)
第二条 審議会は、次の各号に掲げる事項に
関し、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審
議する。

- 一 公の選挙及び投票の制度に関する重要事
項
- 二 国会議員の選挙区及び各選挙区におい
て選挙すべき議員の数を定める基準及び
具体的な作成に関する事項
- 三 政党その他の政治団体及び政治資金の
制度に関する重要事項
- 四 選挙公明化運動の推進に関する重要事
項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に關し、
自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申
し出しができる。

(答申の尊重)

第三条 政府は、審議会から答申又は意見の

申し出があったときは、これを尊重しなけれ
ばならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員三十人以内で組織す
る。

2 特別の事項を調査審議するため必要があ
るときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第五条 委員は学識経験のある者のうちから、
特別委員は国会議員及び学識経験ある者の、
うちから内閣総理大臣が任命する。

2 国会議員のうちから任命された特別委員
は、国会議員の選挙区及び各選挙区におい
て選挙すべき議員の数を定める具体案の作
成については、その調査審議に加わること
ができない。

- 5 委員及び特別委員は非常勤とする。
(会長及び副会長)
- 3 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 副会長は、会務を総理する。
- 1 委員は、会長及び副会長一人を置
き、委員の互選によってこれを定める。

第六条 審議会に、会長及び副会長一人を置
き、

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が
あるとき、又は会長が欠けたときは、その
職務を代理する。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

八、第一～第七次選挙制度審議会の主な経過

次	第2次	第1次	任期
から1年	昭和37年11月27日から1年	昭和36年6月15日から1年	「選挙制度審議会設置法第二条第一項各号に掲げる事項に關し選挙の公明化をかるための方策を具体的に示されたい」(内閣総理大臣池田勇人昭36・6)
「選挙区制その他の選挙制度の根本的改善をはかるための方策を具体的に示されたい」(内閣)	第一次の諮問	けつぐ。	諮問内容
会長 阿部真之助 (NHK会長) 副会長 小島 憲 委員 30名 特別委員 12名	会長 野村秀雄 (NHK会長) 副会長 宮沢俊義 委員 30名 特別委員 12名	会長 高橋雄豺 副会長 矢部貞治 第一委員長 高田元三郎 第二委員長 小島 憲	委員の構成
衆議院議員の定数は正は、東京、神奈川、大阪、愛知、兵庫の計十二選挙区で十九名増、兵庫五区で一名減の答申。	衆議院議員の定数は正は、東京、神奈川、大阪、愛知、兵庫の計十二選挙区で十九名増、兵庫五区で一名減の答申。	衆議院議員の定数は正は、東京、神奈川、大阪、愛知、兵庫の計十二選挙区で十九名増、兵庫五区で一名減の答申。	答申ほか報告事項
高橋雄豺氏「自らが会長をやる以上、小選挙区制の上程、定数が六名を以上八名となる五選挙区を二つに分割。(昭和三九年七月二日公布施行)」	高橋雄豺氏「自らが会長をやる以上、小選挙区制の上程、定数が六名を以上八名となる五選挙区を二つに分割。(昭和三九年七月二日公布施行)」	高橋雄豺氏「自らが会長をやる以上、小選挙区制の上程、定数が六名を以上八名となる五選挙区を二つに分割。(昭和三九年七月二日公布施行)」	その他

第4次	第3
から1年	昭和40年8月30日から1年
第三次審の諮問 うけつぐ 佐藤首相のあいさつ さつこ 答申い ただきましたあ かつきには、そ の趣旨を尊重し、勇断をもつた うけつぐ 佐藤首相あいさつ 政黨本位の選挙制度の実現は、今日の急務であると信じます。ご答申いたしました。ご答申いた だいたあかつては、極力そのご趣旨を尊重し全力をあげてその実現方に努力いたしました。ご存であります。	昭和39年8月29日 人(昭39・9) 総理大臣池田勇人
第三次審の諮問 委員は全員再任 役職は第三次に同じ	会長 高橋雄豺 副会長 矢部貞治 第一委員長 高田元三郎 第二委員長 小島 憲
△ 「政治資金規正および連座制強化について」(昭42年4月7日) 一選挙運動などについて選挙区制その他選挙制度の根本的改善策が実現されるまでの間、差しあたって、文書図画頒布の自由化、一定要件のもとでの戸別訪問自由化等の措置を講ずること(昭42年11月2日) △ 「選挙区制についての会長報告」 △ 「衆議院議員の選挙区制について検討した第一委員会におい	べき参議院選挙制度の改正については、本格的な審議に入るにいたらなかつた。よつて政府においては、引続き第四次の審議会を発足させ、これら懸案の事項についてすみやかに適切な結論を得ることができるように配慮されることを期待するものである。選挙区制度を審議した第一委員会高田委員長報告要旨では、「大勢は、現行中選挙区単記制は、改正する必要があるとの意見がありました。この改正意見を大別いたしますと、小選挙区制、小選挙区比例代表制、中選挙区制限連記投票制の三案になります。これら三案について多くの論議が集中した。」 △ 「答申に至らず会長報告」 △ 「選挙区制の改善に関する基本的な方向としては、①小選挙区比例代表併用制②小選挙区制③中選挙区二名連記投票制の三案に集約された」「小選挙区制と比例代表制の併用案については、選挙が政党間の政策によって争われることとなる小選挙区制の長所を生かすとともに、小選挙区制により生ずるひずみを是正し、得票と議席とのバランスをとるために、比例代表制の利益と長所を組合してわが国の現状に即し現実的に区制を改善しようとするものとされているが、比例代表制の利点が十分に生かされず、少数党の配慮にかけざらに現時点においては実現性の点からみても問題があるとして、これに反対する委員もあつた。しかしながら、この案を選挙区制の改善に関する基本的な方向とすべきであるとする委員が多数であった。」
○○名程度で各都道府県に七割を小選挙区定数とし、 自民党は正式の機関決定として小選挙区比例代表併立案(松野私案)を提案。総定数五	特別委員が「一区内の小選挙区制案、一名の小選挙区制案、最小限の比例代表制を加えること」と私案提案

第7次	第6次	第5次
昭和45年12月22日から2年 昭45・12・24 大臣 佐藤栄作 （内閣総理大臣）	昭和44年5月20日から1年 「政黨本位の選挙を実現するための選挙制度全般を通じる根本的改善策を具体的に示された」 （内閣総理大臣）	昭和41年11月11日 でその実現方にあります。」
会長・副会長再任 第一委員長 高田元三郎 第二委員長 挟間 茂	会長・副会長再任 第一委員長 挟間 茂 第二委員長 近藤 操	
二年間審議したが、答申案をまとめることができず、「選挙制度の改正に関する審議について」（別紙）という会長報告と附属文書を田中首相に提出。	「参議院議員の選挙制度その他選挙制度一般の改善について」（内閣総理大臣 佐藤栄作）	これは具体的な改善策六案をとりまとめたが採択の結果、出席委員名、小選挙区制案七名、比例代表中選挙区制案四名、小選挙区制と比例代表制の併立方式案六名、中選挙区制の改正案一名、小選挙区制と比例代表制の併用案九名でいずれも過半数の賛成が得られなかつた。しかし、本審議会においては、小選挙区制を柱としこれによるひずみを是正するため適切な方法を探ることが適當であるとする委員及び小選挙区制を適當とする委員をあわせると多数であった。」
民社党の門司亮特別委員が私案としてフランス型の小選挙区二回投票制を発表。	（参考） 「参議院議員の選挙制度に関する報告」 一、全国区、地方区を併存する選挙区制のもとにおいて、全国区については名簿式の比例代表制を採用すべきであると言う意見が多く述べられたが、具体的な内容についてまで十分審議をつくすに至らなかつた」 一、地区区定数分配について「採決の結果、この際暫定的に一定数を増加しないで人口と定数の不均衡を是正すべきであり、大阪府、神奈川県、東京都にそれぞれ二名を増員し、栃木、群馬、岡山の各県についてそれぞれ二名を減員すべきであるといふことに決定」	一人一票制で小選挙区候補者への投票は同時にその所属政党への投票とみなす。各選挙区ごとの供託金没収点に達しないものは集計のさい切り捨て、都道府県単位で五%以下の政党には比例配分しない。

衆院
定数

小選挙区301比例200



小林選挙制度審議会会長(中央)から答申書を受けた海部首相。左は佐藤副会長=首相官邸

宮崎日日新聞

発行所 宮崎市千代田1丁目
郵便番号 880
宮崎日日新聞社
郵便局口座 鹿児島8-10521
©宮崎日日新聞社 1990

0985
22-38210
26-93001
26-93003
26-93013
26-93115
26-93116
26-93200
26-93204
25-2371

市外局番
電話
電報
局番
集光告業務務理委員会室
郵便局事工總經理課
上記以外のご用は総務局へ

X割り連休後着手

政治資金改革も速やかに

選挙制度審議会が答申

第八次選挙制度審議会(首相の諮問機関、小林三次会長)は二十六日午後、自治省で総会を開き、衆院の選挙制度として、小選挙区比例代表並立制の導入を柱とした答申を正式に決定。小林会長が首相官邸を訪れ、海部首相

へ提出した。過去の審議会と通じ、衆院制度改革を初めて一本化したのが特徴で、小選挙区三百一、比例代表一百の総定数五百を事業上示した。また、二回の政黨本位の選挙、政党に対する公的助成の必要性の観点から「政党に関する法制度」の検討を行った。また、政治資金を受け入れる政治団体を二回とも固定するなら政治資金制度の改革を選挙制度改革と一緒に進むかに

行いじめを検討している。小選挙区制の導入で最大の焦点となるのは公的助成や、参考改革については「早急に検討を進め」と先端され、審議会は是非明けから、早速着手する。(2、3面「選挙制度」)

首相、政治生

命かける覚悟

第八次選挙制度審議会が二十六日、衆院選挙制度改革として小選挙区比例代表並立制の導入を示した。

一方、選舉制については、対

審議を秘匿にまわ、拡大した上

「事前運動」にも適用し、適用された候補者に対する制裁に五年間の立候補制限を加える強化策を示した。長期化する選挙違反の裁判に対し、改善措置を求めていく。

住まいの増・改築

吉崎市橋本東5-1丁目(10号地)

0980(0)24-20442

第八次選挙制度審議会は、リタルート事件をきっかけとした政治不景気を解消するため、昨年六月に免職論を纏めてきた。答申は衆院選挙制度の改革③参院選挙制度の在り方④政治資金制度の改革⑤政治活動に対する公的助成と政党に関する法

見直しを行い、その改革を実現するにあたることが必要」と強調して

答申の骨子

答申の骨子

選挙制度審議会答申の骨子次

の通り。

【衆院選挙制度の改革】

一、小選挙区比例代表並立制

とし、総定数は五百人程度(添付表では五百人)、六割を小選挙

一区、四割を比例代表

内に限定

一、小選挙区間の人口格差は

対未満、区割りは自然と被

討し成案を得る。第三著撰

付表では五百人)、六割を小選

一区、四割を比例代表

とし、総定数は五百人程度(添

付表では五百人)、六割を小選

一区、四割を比例代表

内に限定

【政治資金制度の改革】

一、比例代表選挙は全国十一

ブロック単位

急に検討

【衆院選挙制度の改革】

一、連休制の趣旨を踏まえ早

く改正

一、連休制の対象者は秘書に

まで拡大、公示前も適用。適用

その際は立法化

【選挙制度の改革】

一、連休制の対象者は秘書に

まで拡大、公示前も適用。適用

その際は立法化

内調整の導入などについて協議する。五月連休明けからは選舉制改革会議(羽田会長)の場で本格的「法整備作業」に着手、今秋をめざして成案を得たうえ、十月末召集の次期通常

国会に開選法案を提出する方

一方、選挙制度審議会も連休

明けから積み重ねの課題である小選挙区比例代表について論議、九月からの参院選挙制度改革と合わせ、第一次答申を提出する予定である。

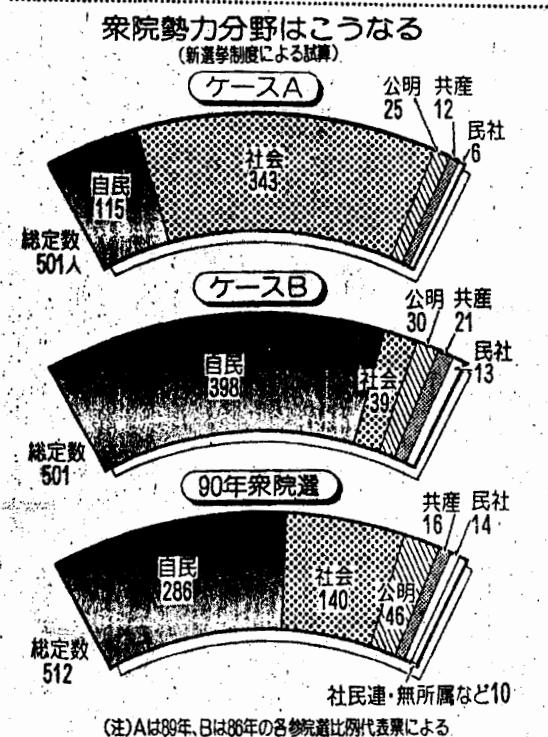
官日. 1990. 4. 24

第3種郵便物認可

昨年の参院選なら

社会党大勝 343議席

61年の同日選なら

自民党圧勝 398議席**小選挙区比例代表制・並立型で試算**

選舉制度審議会(首相の諮問機関、小林与三議長)が二十六日、新しい衆院選挙制度導入を答申するが、共同通信社は二十三日までに、答申に盛られた「小選挙区比例代表制・並立型」(総議席五百一で小選挙区三百一、比例代表一百)によつて各政党の勢力分野がどう動くか、過去二回の参院選比例代表での各政党議席数を基に試算してみた。その結果、消費税問題など自民党への逆風が吹きついた一九八九年(平成元年)参院選の得票状況の場合、社会党が三百四十三議席の絶対多数を得る大勝となるのにに対し、自民党が好調だった八六年(昭和六十二年)参院選(衆院と同日選)の得票状況がそのまま反映される場合には、自民党が三百五十八議席の圧勝となることが判明した。

党勢の消長が増幅

試算結果は、新選挙制度によって選舉ごとに大幅な議席移動が行われる可能性を示しており、同審議会が目指す「政権交代可能な制度」という特徴を確実に及ぼす形で、今後の各党の出方を影響を及ぼすのは確実だ。八九年参院選は、社会党が比

例代表で一千九百六十九万票を獲得し、自民党的千五百三十四万票を大幅に上回ったが、この票数を大體に回ったが、この票数を小選挙区とブロック単位比例代表で計算して算出し直して各党の議席配分を予測した結果、社会党が小選挙区部分で二百五十五議席、比例代表部分で八十八議席を得て第一党に躍進する計となりた。

これは他の野党の協力を得ながら、自民党が圧勝するが、政権の座から滑り落とした。しかし、自民党は依然として政権獲得が可能な限りで、国会運営では名だけではなく、国会運営では名譽会員の委員長を務めた上に、議員の過半数を占める數字だ。

自民党は小選挙区部分で都部

・農村部を中心にして四十六議席を得、比例代表では六十九議席を得るが、政権の座から滑り落とした。しかし、自民党は依然として政権獲得が可能な限りで、国会運営では名譽会員の委員長を務めた上に、議員の過半数を占める數字だ。

自民党は小選挙区部分で都部

・農村部を中心にして四十六議席を得、比例代表では六十九議席を得るが、政権の座から滑り落とした。しかし、自民党は依然として政権獲得が可能な限りで、国会運営では名譽会員の委員長を務めた上に、議員の過半数を占める數字だ。

自民党は小選挙区部分で都部

から、試算結果によると、自民党が小選挙区で三百一議席を得ると比例代表で九十七議席を得る。同党としては憲法改正に必要な三分の二多数をも上回る努力となる。

これに対し、社会党は小選挙区で金持するが、比例代表で三千九議席にとどまる。公明党も三十九議席にとどまる。公明党は小選挙区部分だけで得ることになる。

これに対し、八六年参院選では自民党一千三百三万票、社会党九百八十七万票だったこと

【試算の方法】選挙制度審議会が答申する「小選挙区比例代表制・並立型」(議席配分は小選挙区六百議席・比例代表四百議席)によつて、各都道府県の調査人口によつて各都道府県・各ブロック単位に定数を配分した(うち鳥取は定数二とされたため、総議席は五百一)。試算に当たつては、各党が候補者を立て、勢力を最も反映している参院選比例代表での獲得議席数を基礎に使つた。典型的な選挙のケースとして、自民党が敗北、社会党が大勝した一九八九年(平成元年)参院選で、逆に自民党圧勝となつた八六年(昭和六十二年)参院選の数字を取り上げた。

【試算の方法】選挙制度審議会が答申する「小選挙区比例代表制・並立型」(議席配分は小選挙区六百議席・比例代表四百議席)について、各都道府県に割り当てられた定数に従い、で

り、各ブロック単位に定数を配分した(うち鳥取は定数二とされたため、総議席は五百一)。試算に当たつては、各党が候補者を立て、勢力を最も反映している参院選比例代表での獲得議席数を基礎に使つた。典型的な選挙のケースとして、自民党が敗北、社会党が大勝した一九八九年(平成元年)参院選で、逆に自民党圧勝となつた八六年(昭和六十二年)参院選の数字を取り上げた。

【試算の方法】選挙制度審議会が答申する「小選挙区比例代表制・並立型」(議席配分は小選挙区六百議席・比例代表四百議席)について、各都道府県に割り当てられた定数に従い、で

り、各ブロック単位に定数を配分した(うち鳥取は定数二とされたため、総議席は五百一)。試算に当たつては、各党が候補者を立て、勢力を最も反映している参院選比例代表での獲得議席数を基礎に使つた。典型的な選挙のケースとして、自民党が敗北、社会党が大勝した一九八九年(平成元年)参院選で、逆に自民党圧勝となつた八六年(昭和六十二年)参院選の数字を取り上げた。

小選挙区比例代表制による各党別獲得議席数の試算結果 <表1>

	基本型			ケースI		ケースII		ケースIII (定数配分比は小選挙区5:比例区5)			ケースIV		ケースV (併用型)		
	比例区	小選挙区	計	計	比例区	小選挙区	計	比例区	小選挙区	計	比例区	小選挙区	計	併用型	
自民	83	292	375	353	82	234	316	78	206	284	193				
社会	54	7	61	92	111	105	17	122			133				
公明	29	1	30	34	25	28	0	28			73				
民社	12	1	13	7	5	13	0	13			33				
共産	18	0	18	12	12	18	0	18	16	0	45				
その他	4	0	4	3	3	4	0	4	4	0	4	24			
計	200	301	501	501	250	251	501	200	301	501	501				

(注) 政党的並べ順は、社・公・民・社民連・連合が統一候補を立てるケースを想定したため、衆院の勢力順とは一致しない。ケースI、IIは比例区・小選挙区の内訳は省略した。

小選挙区比例代表制

並立型

答申通りだと…自民圧勝

過去の衆参選挙結果から試算

第八次選舉制度審議会の小選挙区比例代表制並立型導入を柱とする議案が二十日(海部首相)提出され、今後の答申をたまき合に与野党の議論が本格化してしまった。これを機に、過去の衆院選や参議院の結果をもとに、各選挙方法が実態に適応した場合、衆院の勢力順と並立型として、それ以外の選舉法を適用した場合、小選挙区比例区の議席の配分割合を試算した場合、さらに併用型を採用した場合についての試算結果をケースIからいくことだ。

▼ 基本型(以下ケースV)並立型で表す。衆参選挙の定数まで表す。併用型では、その他の議席数を適用した場合、小選挙区比例区の議席の配分割合を試算した場合、さらに併用型を採用しているため、それに沿って衆院選が行われるおもとした。

その結果は以下の通りのようにある。衆院選では、比例区では当選者八十三人が議席を回るが、小選挙区では百九十二人に達し、九十七議席たる議席を独占。両院を合せると、大選挙区で百七十五人を獲得、衆院選の約七五票を占める。一方、野党の当選議席数は上回るが、小選挙区は九十九人を當選せず、合計して百四十六

議席。二月の衆院選の社会党(含む)の当選者数百三十九人(無効を除く)にも及ばない結果となる。

衆院別にみると、社会党は比例区で四十四議席を獲得するが、小選挙区では七十九議席となり、合計一百六十一議席となり。現行勢力の半分以下に後退する。公明党は比例

区で十九議席を獲得するが、小選挙区では一人だけだ。合計では三十議席に。先の衆院選での当選者数四十六人(無効を含む)より十六議席減少する。共産党は比例区十八人、小選挙区では

当選者ゼロ。先の衆院選の当選者十六人を議席上回る。民社は比例区一人だけだ。小選挙区での合計十三議席、先の衆院選の結果より一議席減となる。

また、ミニ政党は比例区ではラーマン新党が三人、二院合計六議席を獲得するが、小選挙区では二議席を獲得する。

試算議席と過去の実績との比較 <表2>

	共		民	社	公	明	その他
	議席						
北	70	53	37	22	31	44	43
東	78	69	24	13	24	51	31
南	79	61	23	12	23	69	32
西	73	52	13	13	24	62	15
海	69	42	18	12	23	56	13
北	78	61	24	13	23	69	32
東	79	61	23	12	23	69	32
南	73	52	13	13	24	62	15
東	69	42	18	12	23	56	13
北	78	61	24	13	23	69	32
西	79	61	23	12	23	69	32
海	73	52	13	13	24	62	15

